

大綱案と前大綱との比較

※前大綱と大綱案で同一の文言(同じ趣旨の文言を含む。)を使用している箇所を下線部で表示

前大綱			大綱案		
基本方針1 豊かな個性と創造性、「生きる力」を持つ未来の柱の手を育みます。			基本方針1 生涯学習力や探究力、社会を生き抜いていくための力を持つ子どもたちを育成します。		
基本目標1 時代の変化に対応した教育の推進			基本目標1 時代の変化に対応した教育の推進		
		1 主題的に社会の変化に対応し、自ら考えて判断し行動する「生きる力」を持った児童生徒の育成を目指します。	⇒	1 基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、その知識や技能を生かし、自ら考え判断し、たくましく社会を生き抜いていく力を持つ子どもの育成を目指します。	
		2 児童生徒に夢や希望を持たせ、未来を生きるために必要な学力を身に付けさせるために、教師の指導力の向上、児童生徒の学習習慣の育成、志を高めるための取組を展開します。	⇒	★大綱案では、基本目標1の3と基本目標2の7へ。 (大綱案の基本目標1の3 児童生徒に夢や希望を持たせ、変化の激しい社会に対応していくために必要な力を育成するとともに、志を高め、将来社会人・職業人として自立する上で必要な力を育成する教育を推進します。) (大綱案の基本目標2の7 教員の指導力向上を図り、学ぶ楽しさや学ぶ大切さ、分かる喜びを実感できる授業づくりを進めることにより、子どもたちの学習意欲を高め、望ましい学習習慣の定着と基礎学力の向上を図ります。)	
		3 心身に障害がある子への就学前及び就学後と継続した支援の体制を整備し、障害のある子と障害のない子が共に学ぶことのできる学校教育を推進します。	⇒	★大綱案では基本目標3の9と10へ (大綱案の基本目標3の9 子どもたち一人一人に合った指導の充実や学習支援体制の強化を図り、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる学校教育を推進します。) (大綱案の基本目標3の10 関係機関等と連携し、就学相談を充実させ、就学前及び就学後において子どもたち一人一人に合った継続的な支援を行います。)	
		4 地域社会との関わりを大切にした学校づくりに取り組むとともに、地域にある幼稚園や保育所、小・中・高等学校において教職員、児童生徒が交流を行い、連携して相互の教育の質の向上に取り組みます。	⇒	★大綱案では基本目標2の8と基本目標8の21へ (大綱案の基本目標2の8 幼稚園・こども園・保育所と小学校との連携を図り、指導の継続性と幼児の発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進し、遊びを中心とした幼児期の教育から小学校への移行を円滑に行います。また、家庭と連携し、人とかかわる力や学ぼうとする意欲などを育てる「学びの土台づくり」を行います。) (大綱案の基本目標8の21 学校からの情報発信により、教育活動に対する地域住民の理解の促進を図り、地域との連携による学習活動を進めやすい環境づくりを推進するとともに、地域の声を生かした学校運営の充実を図ります。)	

前大綱			大綱案		
				2	<p>☆前大綱の基本目標の2の7から</p> <p>様々な体験活動や<u>豊かな自然</u>との触れ合いを通して、課題を見出し、探究活動を通して、科学的に調べる能力や態度、問題解決能力を育成します。</p> <p>(※前大綱の基本目標2の7 豊かな自然に親しみ、自然の事物・現象の中から問題を見いだし、探究活動を通して、科学的に調べる能力や態度、問題解決能力の育成を図ります。)</p>
				3	<p>☆前大綱の基本目標1の2から</p> <p>児童生徒に夢や希望を持たせ、変化の激しい社会に対応していくために必要な力を育成するとともに、志を高め、将来社会人・職業人として自立する上で必要な力を育成する教育を推進します。</p> <p>(※前大綱の基本目標1の2 児童生徒に夢や希望を持たせ、未来を生きるために必要な学力を身に付けさせるために、教師の指導力の向上、児童生徒の学習習慣の育成、志を高めるための取組を展開します。)</p>
5	市立桜坂高等学校においては、生徒一人一人の「人間力」を高め、夢を実現させるため、特色ある教育活動を実践し、魅力ある学校づくりを推進します。	⇒		4	市立桜坂高等学校においては、生徒一人一人の「人間力」を高め、夢を実現させるため、特色ある教育活動を実践し、魅力ある学校づくりを推進します。
基本目標2 児童生徒の豊かな心と体、確かな学力の育成			基本目標2 児童生徒の豊かな心と健やかな体、確かな学力の育成		
6	学ぶ楽しさや学ぶ大切さ、分かる喜びを通して児童生徒一人一人の学ぶ意欲や自ら考える力を育て、児童生徒の <u>基礎学力の向上</u> を目指します。	⇒			<p>★大綱案では基本目標2の7へ</p> <p>(大綱案の基本目標2の7 教員の指導力向上を図り、学ぶ楽しさや学ぶ大切さ、分かる喜びを実感できる授業づくりを進めることにより、子どもたちの学習意欲を高め、望ましい学習習慣の定着と<u>基礎学力の向上</u>を図ります。)</p>
7	豊かな自然に親しみ、自然の事物・現象の中から問題を見いだし、探究活動を通して、科学的に調べる能力や態度、問題解決能力の育成を図ります。	⇒			<p>★大綱案では基本目標1の2へ</p> <p>(大綱案の基本目標1の2 様々な体験活動や<u>豊かな自然</u>との触れ合いを通して、課題を見出し、探究活動を通して、科学的に調べる能力や態度、問題解決能力を育成します。)</p>
8	人との関わりを大切にするという観点から、児童生徒の心に訴える <u>人権教育・道徳教育</u> の充実を図り、豊かな人間性を育み、児童生徒の「生きる力」を培います。	⇒		5	子どもたちの自他の生命の尊重、他者への思いやりや感謝の気持ちなど、人との関わりを大切にする <u>豊かな心</u> を育むため、 <u>人権教育、道徳教育</u> を推進するとともに、学校、家庭、関係機関等が連携しながら、いじめ防止に向けた取組を推進します。

前大綱			大綱案		
				5の2	<p>☆前大綱の基本目標5の19から</p> <p>児童精神科医による相談活動や心身の健康実態調査などによる震災後の<u>子どもの心のケア</u>を継続して行います。</p> <p>(※前大綱の基本目標5の19 各学校等における相談体制の充実や学校と関係機関の連携により、児童生徒の心のケアを充実し、問題行動等の未然防止・早期対応・早期解決できるよう長期的・継続的な支援体制の充実を図ります。)</p>
9		<p><u>生涯にわたりたくましく生きていくために、基礎体力の向上、健康管理・保健衛生の指導の充実を図ることとともに、健やかに生きるための基礎を培う食育の推進を図り、児童生徒の健全な心身の育成を目指します。</u></p>	⇒	6	<p><u>生涯にわたり健康でたくましく生き抜いていくため、運動に親しむ機会を充実させ、子どもたちの基礎体力の向上を図ります。また、家庭と連携しながら正しい生活習慣を身に付けさせるとともに、食育の推進や保健衛生の指導の充実を図り、子どもたちの健康管理に努めます。</u></p>
				7	<p>☆前大綱の基本目標1の2と基本目標1の6から</p> <p><u>教員の指導力向上を図り、学ぶ楽しさや学ぶ大切さ、分かる喜びを実感できる授業づくりを進めることにより、子どもたちの学習意欲を高め、望ましい学習習慣の定着と基礎学力の向上を図ります。</u></p> <p>(※前大綱の基本目標1の2 児童生徒に夢や希望を持たせ、未来を生きるために必要な学力を身に付けさせるために、<u>教師の指導力の向上</u>、児童生徒の<u>学習習慣の育成</u>、志を高めるための取組を展開します。)</p> <p>(※前大綱の基本目標1の6 学ぶ楽しさや学ぶ大切さ、分かる喜びを通して児童生徒一人一人の学ぶ意欲や自ら考える力を育て、児童生徒の<u>基礎学力の向上</u>を目指します。)</p>
10		<p><u>いじめ等の問題行動を解消するため、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制づくりに取り組むとともに、不登校児童生徒の登校へ向けた<u>支援体制の充実</u>を図ります。</u></p>	⇒		<p>★大綱案の基本目標4の11と基本目標4の12へ</p> <p>(大綱案の基本目標4の11 不登校児童生徒を生まないため、学校全体で不登校防止に向けた体制づくりを行うほか、スクールカウンセラー等を活用した各学校等における相談体制の充実や問題行動の未然防止・早期対応・早期解決できる<u>支援体制の充実</u>を図ります。)</p> <p>(大綱案の基本目標4の12 学校・家庭・関係機関が緊密に連携しながら不登校児童生徒に対する生活面・学習面での支援を行い、<u>いじめ</u>や<u>不登校</u>等の<u>問題行動の解消</u>に努めます。)</p>
<u>基本方針2 子どもの健やかな成長を支えるための体制づくりを推進します。</u>			<u>基本目標3 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実</u>		

前大綱			大綱案		
11	幼児期の主体的な遊びを中心とした指導から、児童期の学習等の指導への移行を円滑にし、一貫した流れを形成できるよう、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼・保・小の連携を推進します。	⇒	8	☆前大綱の基本目標1の4と基本目標3の11から幼稚園・こども園・保育所と小学校との連携を図り、指導の継続性と幼児の発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進し、遊びを中心とした <u>幼児期の教育</u> から小学校への移行を円滑に行います。また、家庭と連携し、人とかかわる力や学ぼうとする意欲などを育てる「学びの土台づくり」を行います。 (※前大綱の基本目標1の4 地域社会との関わりを大切にした学校づくりに取り組むとともに、地域にある幼稚園や保育所、小・中・高等学校において教職員、児童生徒が交流を行い、連携して相互の教育の質の向上に取り組みます。)	
12	子ども一人一人の発達段階や実情に配慮した適切な指導・支援を継続的に行います。	⇒	9	☆前大綱の基本目標1の3と基本目標3の12から子どもたち一人一人に合った指導の充実や学習支援体制の強化を図り、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる学校教育を推進します。 (前大綱の基本目標1の3 心身に障害がある子への就学前及び就学後と継続した支援の体制を整備し、障害のある子と障害のない子が共に学ぶことのできる学校教育を推進します。)	
10			10	☆前大綱の基本目標1の3から関係機関等と連携し、就学相談を充実させ、就学前及び就学後において子どもたち一人一人に合った継続的な支援を行います。 (前大綱の基本目標1の3 心身に障害がある子への就学前及び就学後と継続した支援の体制を整備し、障害のある子と障害のない子が共に学ぶことのできる学校教育を推進します。)	基本目標4 不登校児童生徒を生まない取組と不登校児童生徒への支援の充実

前大綱			大綱案		
			11		<p>☆前大綱の基本目標2の10と基本目標5の19から 不登校児童生徒を生まないため、学校全体で不登校防止に向けた体制づくりを行うほか、スクールカウンセラー等を活用した各学校等における相談体制の充実や問題行動の未然防止・早期対応・早期解決できる支援体制の充実を図ります。</p> <p>(※前大綱の基本目標2の10 いじめ等の問題行動を解消するため、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制づくりに取り組むとともに、不登校児童生徒の登校へ向けた支援体制の充実を図ります。)</p> <p>(※前大綱の基本目標5の19 各学校等における相談体制の充実や学校と関係機関の連携により、児童生徒の心のケアを充実し、問題行動等の未然防止・早期対応・早期解決できるよう長期的・継続的な支援体制の充実を図ります。)</p>
			12		<p>☆前大綱の基本目標2の10から 学校・家庭・関係機関等が緊密に連携しながら不登校児童生徒に対する生活面・学習面での支援を行い、いじめや不登校等の問題行動の解消に努めます。</p> <p>(※前大綱の基本目標2の10 いじめ等の問題行動を解消するため、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制づくりに取り組むとともに、不登校児童生徒の登校へ向けた支援体制の充実を図ります。)</p>
基本目標4 学校・家庭・地域等が協働して子どもの成長を支える体制づくり					
	13	人と人を結び、子どもの豊かな学習機会と地域住民に新たな学習活動を生み出す協働教育を推進します。			<p>★大綱案の基本目標8の20へ</p> <p>(大綱案の基本目標8の20 学校と地域とが連携・協働し、子どもたちの安全確保と健全育成のための体制づくりを行うとともに、学校支援地域コーディネーターの育成など、地域の教育資源や人材を活用した協働教育を推進し、子どもたちや地域住民の豊かな学習機会を創出します。)</p>
	14	地域において、様々な機関や団体等が相互理解を図りながら協働して子どもの教育に携わることができるよう、交流・情報交換のできる環境の整備に努めます。	→		
	15	協働の理念や目的を理解し、調整等のスキルを持つコーディネーターの発掘や養成を図り、協働教育の基盤となる組織の構築を推進します。			
基本方針3 児童生徒、保護者、地域住民にとって安全・安心な学校環境を構築します。			基本方針3 子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる環境づくりを推進します。		

前大綱			大綱案		
基本目標5 より早い教育環境の正常化、子どもたちの心のケアの充実・地域・関係機関と連携した防災教育の強化			基本目標5 学校における子どもたちの安全の確保		
16	東日本大震災で甚大な被害を受けた学校施設の復旧・再建に取り組むとともに、 <u>児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりを推進します。</u>	⇒		★大綱案の基本目標5の15へ (大綱案の基本目標5の15 子どもたちが安全に安心して学ぶことができるよう、学校の老朽化対策など <u>学校施設・設備の計画的な改築・改修整備を行います。</u>)	
17	東日本大震災の教訓を生かし、地域と連携して防災教育を強化して幼児・児童・生徒の災害対応力を育成するとともに、防災管理に万全を期し、安全・安心な学校環境づくりを進めます。	⇒	13	東日本大震災の教訓を生かし、教職員の防災教育指導力と幼児・児童生徒の災害対応力の向上を図り、いかなる災害に直面したときも確実に命を守り抜くことができるよう、 <u>防災教育の充実を図ります。</u>	
18	学校、地域、関係機関が連携し、 <u>学校安全の管理体制の充実・徹底を図り、児童生徒が自らの命を守り抜くために主体的に行動する態度等の育成を推進します。</u>	⇒	14	学校防災マニュアルに基づいた避難訓練の実施など、地域ぐるみの防災体制を整備するとともに、各校の防災に関する意識啓発を行い、危機管理体制を整備します。また、学校、地域、関係機関が連携し、 <u>防犯対策、安全対策を強化し、学校生活における児童生徒の安全の確保を図ります。</u>	
19	各学校等における相談体制の充実や学校と関係機関の連携により、児童生徒の心のケアを充実し、 <u>問題行動等の未然防止・早期対応・早期解決できるよう長期的・継続的な支援体制の充実を図ります。</u>	⇒		★大綱案の基本目標2の5の2と基本目標4の11へ (大綱案の基本目標2の5の2 児童精神科医による相談活動や心身の健康実態調査などによる震災後の子どもの心のケアを継続して行います。 (大綱案の基本目標4の11 不登校児童生徒を生まないため、学校全体で不登校防止に向けた体制づくりを行うほか、スクールカウンセラー等を活用した各学校等における相談体制の充実や問題行動の未然防止・早期対応・早期解決できる支援体制の充実を図ります。)	
			15	☆前大綱の基本目標5の16から 子どもたちが安全に安心して学ぶことができるよう、学校の老朽化対策など <u>学校施設・設備の計画的な改築・改修整備を行います。</u> (前大綱の基本目標5の16 東日本大震災で甚大な被害を受けた学校施設の復旧・再建に取り組むとともに、 <u>児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりを推進します。</u>)	
				基本目標6 子どもたちの学習機会の確保と教育環境の充実	

前大綱			大綱案		
		(新設)		16	学校規模の適正化の実現や教職員の資質向上のほか、備品や教材の整備、学校図書館の充実などにより、良好で質の高い教育環境を確保します。
		(新設)		17	経済的な理由により就学困難な児童生徒への支援のほか、遠距離通学となる児童生徒への通学支援など、子どもたちの学習機会の確保に努めます。
					基本方針4 地域や家庭とともに、子どもたちの学びや育ちを支えていく環境づくりを推進します。
					基本目標7 家庭の教育力の向上を図るための環境づくりの推進
		(新設)		18	すべての教育の出発点でもある家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、家庭教育に関する啓発の推進や相談活動を行います。
		(新設)		19	保護者同士の相互学習や交流促進の機会を創出するとともに、子育てサポーターの養成や家庭教育支援チームの活動を支援し、地域において家庭教育を支える体制づくりを推進します。
					基本目標8 地域と連携・協働した子どもたちの育成と学校づくりの推進
				20	<p>☆前大綱の基本目標4の13、14、15から</p> <p>学校と地域とが連携・協働し、子どもたちの安全確保と健全育成のための体制づくりを行うとともに、学校支援地域コーディネーターの育成など、地域の教育資源や人材を活用した協働教育を推進し、子どもたちや地域住民の豊かな学習機会を創出します。</p> <p>(※前大綱の基本目標4の13、14、15 13 人と人との結び、子どもの豊かな学習機会と地域住民に新たな学習活動を生み出す協働教育を推進します。 14 地域において、様々な機関や団体等が相互理解を図りながら協働して子どもの教育に携わることができるよう、交流・情報交換のできる環境の整備に努めます。 15 協働の理念や目的を理解し、調整等のスキルを持ったコーディネーターの発掘や養成を図り、協働教育の基盤となる組織の構築を推進します。)</p>

前大綱			大綱案		
			21		<p>☆前大綱の基本目標1の4から</p> <p>学校からの情報発信により、教育活動に対する地域住民の理解の促進を図り、地域との連携による学習活動を進めやすい環境づくりを推進とともに、<u>地域の声を生かした学校運営</u>の充実を図ります。</p> <p>(※前大綱の基本目標1の4 地域社会との関わりを大切にした学校づくりに取り組むとともに、地域にある幼稚園や保育所、小・中・高等学校において教職員、児童生徒が交流を行い、連携して相互の教育の質の向上に取り組みます。)</p>
基本方針4 生涯にわたって学び、豊かなで生きかいでに満ちた地域社会の構築を目指します。			基本方針 5 生涯を通じた学びやスポーツ、多様な文化芸術との触れ合いを通して、豊かな地域社会の形成を目指します。		
基本目標6 生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進			基本目標9 生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進		
20		様々な分野で活躍する人材、学習団体などとの連携を推進し、市民の誰もが主体的に自らの意思により自由に学習活動を行っていくよう、必要な支援を行っていきます。	⇒	22	多様な学習機会の提供や学習環境の充実を図るとともに、指導者の養成や学習成果を活用できる仕組みづくりを行い、市民が生涯にわたり学び続けることのできる環境づくりを行います。
21		より豊かな地域社会を形成していくために、市民の交流を通して、市民が学習活動で培った知識・経験とそれを必要とする人が連携し、共に活動していくことを支援していきます。	⇒	23	生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送るために、各年齢や体力にあったスポーツ活動の機会の提供や身近な場所で気軽にスポーツを楽しむことのできる環境づくりを行います。
22		運動やスポーツを通して、健康の維持増進や仲間とのコミュニティづくり、あるいはスポーツ技能を高めるなど、豊かなスポーツライフが構築できるよう、スポーツ社会の実現に努めるとともに、国内上位・国際水準の競技スポーツ選手の育成を目指し、競技力向上に向けた環境の整備に努めます。	⇒		
基本方針5 歴史や文化を尊重し、郷土愛を持ったい豊かな人間を育みます。			基本目標7 文化芸術を身近に感じられる環境づくり、自主的・創造的な文化芸術活動の推進		
基本目標10 文化芸術による豊かな地域社会の形成			⇒	24	学校教育の中で児童生徒が優れた文化芸術に触れることのできる機会を創出するほか、文化芸術に関する情報機能を強化するとともに、文化芸術鑑賞の機会を提供し、市民が文化芸術を身近に感じることのできる環境づくりを行います。
23		文化芸術を身近に感じることができるよう、文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の機会づくりを推進するとともに、文化芸術に関する情報機能を強化して、必要な情報を分かりやすく簡単に入手しやすい体制づくりを進めます。	⇒		

前大綱			大綱案		
24	子どもたちを対象に優れた芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、 <u>文化芸術分野の人材の活用や新たな人材の育成を図りながら、自主的かつ創造的な活動を推進するための基盤づくりに努めます。</u>	⇒	25	文化芸術活動を行う団体との連携強化や団体同士の交流の促進などにより、市民の文化芸術活動に対する支援を行います。	
25	文化財、伝統芸能等の文化遺産を保護・保存し次世代に継承するとともに、市民の文化遺産に対する関心を高め、郷土を愛する心の醸成を図ります。	⇒	26	文化財や伝統文化・伝統芸能に関する学習機会を充実させ、市民の文化遺産に関する理解の促進を図るとともに、伝統文化・伝統芸能の継承者への支援を行い、 <u>次世代へ継承していく取組を推進します。</u>	基本方針6 郷土の歴史や文化・芸能に関する理解を深め、地域への愛着や誇りを育みます。
		⇒	27	学校教育活動の中で児童生徒が伝統文化・伝統芸能に触れる機会を設け、地域の歴史や文化に対する興味、関心を高め、地域への愛着と伝統文化・伝統芸能を保存・継承する心を育てる取組を推進します。	基本目標11 文化財、伝統文化・伝統芸能に対する理解の促進及び保護・継承の推進